

1971年6月17日第三種郵便物認可(毎月六回5の日・0の日発行)

SSK 無何有郷通信 2025年12月1日発行 SSK増刊通巻第6286号

LETTERS FROM NOWHERE

SSK通巻第6286号

むかうのさとつうしん
社会福祉法人上州水土舎
LETTERS FROM NOWHERE
知的障害者B型&就労移行水土舎
2025年12月1日

無何有郷通信

増刊通巻38号

塩釜焼ローストビーフ



お歳暮特集号

- ◇報告 後見制度 極私的偏狭体験実感記、こんな制度は要らない？
- ◇精神科入院患者さんに思う
- ◇水土舎の二名の利用者さんが富岡市スポーツ功労者で表彰されました。
- ☆書評 鈴木セイゴ画集 UTTUKU 日ノ本美人寄席 ワニブックス刊



成年後見制度の闇、お金のない障害者に負担を強いるだけで、必要もないのに何故に後見制度??

§§ 極私的後見制度体験記 §§

閑話休題子

禁治産制度から成年後見制度への移行

判断能力が不十分な人を保護するための制度は、明治時代から続いた禁治産制度（明治 29 年公布）から、平成 12 年 4 月 1 日（水士舎の開設に軌を一にしている）に施行された成年後見制度に移行した。

この禁治産制度は、問題が多くあまり利用されていなかった。具体的な問題点としては、

- ① 「治産」（自己の財産を管理・処分すること）を「禁」止するという言葉のイメージが悪く、本人が利用したがらないこと、
- ② 他人の偏見を受けやすいこと、

無能力者や制限能力者といった言葉も目立ち、禁治産者や準禁治産者に劣等感を覚えさせる言葉が多かった。

- ③ 戸籍に登記されるため本人に抵抗があった、

- ④ 手続きが面倒であり、本人の精神状態を調べる鑑定費用も高かったこと、禁治産者と判断するためには、本人の心神喪失や衰弱等を専門医師が判定する必要があった。しかし、実際には鑑定を引き受ける医師が少なく、制度の実用性には問題が指摘されていた

足しており、時代とともに家制度の廃止や人権意識が整備されたこともあり、望まれない制度に変化していったという側面があった。

こうした問題点を抱えた禁治産制度は平成 12 年に後見制度に移行し、呼称が変わっただけでなく、多くの点で修正が加えられたはずだった。

改正点は、特に人権意識の高まりに依って、家庭裁判所が自らの判断で職権によりすべてを決めるのではなく、本人や、その配偶者、親族といった当事者の意思を尊重した制度となっている、云々。

以上がネット情報の禁治産制度から後見制度へ改変された簡単な説明である。

本当なのか？

水士舎の四半世紀の経験（と言っても数例を数えるだけだが）では、

この制度を利用して『良かったね』
となった試しがない、皆無だ。極論
すると、『こんなもんじゃない方がよ
ほど良かった』という事例ばかりであ
る。

事例①



キャスト **A** ↓ 被後見人

B ↓ 基幹相談支援事業所

C ↓ 後見人(司法書士)

S ↓ 別の相談支援事業所

A の親が障害を持つ子供 **A** の
名義で借金し、返済が出来なくなっ
て自己破産した。 **A** と父親は **B**
から自己破産手続きには後見人が
必要だと言われ **C** を紹介された。

B は同時に **A** の障害者基礎年金
を申請し、受給が決定した。あとか
も、後見料の報酬支払い用に用立て
た、といった感じで。

以降、**A** は毎月 **B** を訪れ、『障害
者基礎年金』と称して **B** から毎月 4
万円を渡された。**B** は 4 万円と騙り
或いは偽った訳でもないが、この十
年間、**A** も、いつも一緒に行動する
父親も、年金だと渡された金額は月
に 4 万円だった。**A** は **B** から **C** か
らも本当の年金額を教えしてもらえ
なかったのだろうか？

十年後、困窮したままで生活がど
うにも上向かないので、市内の別の
相談支援事業所 **S** を尋ね窮状を訴
えた。その際、尋ねられるままに、
年金額は 4 万円ですと答えたので、
このカラクリが自ずと明らかにな
ったのだ。

A の場合、生活するうえで後見人
の存在は不要だった。でなければ、
B も **C** も、関わって以降の 10 年間
に一度も家庭訪問をしなかった根

被後見人 [Ⓐ]	相談機関 [Ⓑ]	後見人(司法書士) [Ⓒ]	報酬 [Ⓓ]	障害者年金 [Ⓔ]	10年間、 B も C も家庭訪 問ゼロ、事実上放置 [Ⓕ]
A [Ⓐ]	B (基幹)	C (B の紹介) [Ⓒ]	2万5千 [Ⓓ]	B の支援 [Ⓔ]	

拠を示せない。**A** は事実上
放置されたままだったのだ
が、後見料だけは制度設計
上支払うことになっている
ので、**今後**も**一生**支払うこ
とになる。**S** の介在がな
かったら、**実際の年金額**を知
らされないままに、だ。

A とその家族が **S** 相談支
援事業所に相談をもちかけ
てきたので俄かに事態が動
き出す。**S** は **A** の家族から
話を聞いて、その後見の実
態の杜撰さに唖然とし、先
ず家庭訪問して家計調査を
行った。

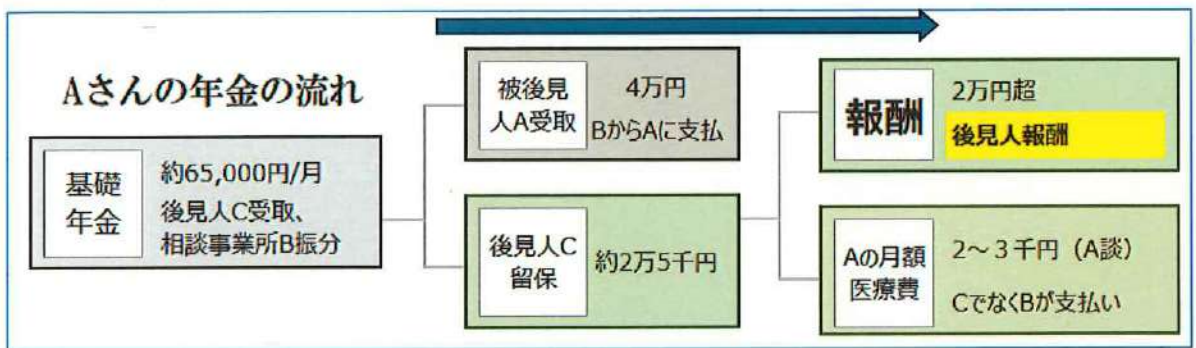
次に **B** にこれまでの経過
を聴取し、**B** から **C** を紹介
され話を伺う。**B** からは『支
援困難事例』とメールで説
明があったが、調査や面会

でそんなことは全くないことが判明した。

しかもCは、なんとこのケースを抱えていることに困惑していた。報酬は2万5千円、その中から病院への支払いが2,3千円あるだけ、あとは報酬として受け取っていたようだが、Cと話した限りでは地裁への年一回の報告以外、何もしていなかった。

家庭訪問もしたことがないの
で身上監護はBが託されている
のだと思ったが、訊いてみるとや
はりCが受任していた。

Bの事務所で、関係者全員が参
集して話し合いを持ち、その場で
Aと家族は相談支援事業所をS
に変更することに決した。Cは地
裁に後見人の変更を申し立て、候
補者としてSの所属する社会福
祉法人の職員を推挙した。もちろ



んその際に、
Sは報酬は不
要である旨地
裁に上申して
いる。

地裁は、し
かし、同地区
のNPOに属
するD相談支
援員を指名、
後見の報酬は
半分になった。
Sは直ちにA
の福祉医療受
給者証を申請
し、Aはこれ
を取得した。

この時点で、
Aは報酬支払
が一万二千元
ほどに減額さ

れ、福祉医療が取得できたので医療
費が無料になった。

ここで付け加えなければならな
い。Aとその家族は、新たな相談支
援員の訪問を月一回受けるようにな
ったが、何も問題ないので後見人
は年金の額から報酬分(つまりAさ
んの予想される経費を差し引いた
金額、何もないのでこれが事実上の
経費となる)を引いて渡し、月に一
回10分もないで(父親談)、世間
話をして帰るだけ。仮に10分とし
ても、時給換算で約7.2万円だ。

上記のAの財産管理や身上監護
の例で行くと、新任のD後見人は現
預金と重要書類の管理は行ってい
る。行政手続きや契約業務も行っ
ている。しかし、そのうちの一部はS
の属する法人でも行っており、更に
日常生活上の相談や支援(身上監護
に属するサービス)は、新たな後見

人DよりSのバックアップ法人が行っている場合が多い。

特に、日常の金銭問題の相談は一手にSが受けており、その中には家族の借金問題も相談されるままに行っている。これまでに数回Sに金銭相談がもちかけられ、実際にSは借金問題を解決している。明らかに後見関係人でないSの勇み足だが、Aが、電話をかけても中々繋がらないDに身上監護上の相談をしている節はない。

① この場合、10数年前にB相談支援事業所が自己破産の手続きに、後見制度を利用して処理したことは安易で大きな間違いだった。

② Aが何も解決してくれないBを見限りSに相談事業を任せた段階で、C司法書士もSを地裁に推挙したのだから地裁

【財産管理と身上保護の業務例】

預貯金の管理（振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等）
定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金等）の受領
定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・税金等）の支払い
証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード）の保管
介護契約・福祉サービス契約・入退院手続き・施設入所契約、それら費用の支払い

介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請
行政官庁手続き（年金、登記申請・税金の申告等）の一切の代理業務
保険契約の締結・変更・解除、保険金の請求受領
不動産の売却、賃貸、住宅棟の増改築・修繕
相続関係手続き（相続の承認、相続放棄、遺産分割等）

後見人の役割2 / 身上監護

- ① 治療、入院に関し病院と契約すること
- ② 健康診断などの受診手続き
- ③ 住居の確保（賃貸借契約）をする
- ④ 施設などの入退所に関する手続き
- ⑤ 施設や病院の処遇を監視し、本人に不利益がある場合は、改善要求する

1. ⑥ 要介護認定の手続きや介護サービス事業者と介護サービス契約をする

は有償だが仕事をあまりやらないDでなく、素直にSを報酬無しの後見人に選任するべきだったのだ。この時点で地裁はデカク間違っていた。

余談；Cから推挙されたSが地裁と折衝している際にSはC後見人の収支報告に

明らかな間違いを発見した。公的支給の一部分が記載漏れだったのだ。指摘したのだが、地裁側はこれを

訂正しなかった。本当の話だ。

事例②。

キヤスト E ↓知的障害者

F ↓建設屋と司法書士(自称)

S ↓相談支援事業所

ある時、知的障害を持つ E の父親が亡くなった。暫くすると E さんが浮かぬ顔をすることが増えた。訊いてみると、母親が大変だ、父親の死後の金銭決済の残務整理でてんでこ舞いだと悄然としていた。

S 相談事業所の職員が母親と面会した。『頭が割れそう、気が狂いそう』と言いながら中々問題の核心を話してくれない。

町役場に相談して、迷惑電話撃退装置の付いている電話機の無料貸与を受けた。徐々に打ち解けてきた母親がその時に抱えていた難問を

話してくれるようになった。

家族の重心だった E の父親の存在が失われ、母親は障害を持つ二人の子供(共に 40 歳以上)を抱え、羅針盤を欠いた難破船が陸地の見えない荒海を漂流しているような精神状態に陥っていた。

訊いてみた。家のローン返済計画と、二人の息子の後見制度利用を、建築屋さんと彼が連れてきた司法書士さん(母親はそう言っていた)から勧められていたのだ。

ちよつと目にはビューティフルで親切な人情話だ。

『ローンは何年もかかって返してくれればいいですよ。二人のお子さんの将来を考えれば後見制度を利用して財産管理と身上監護をお願いしておけば、親亡き後を見据えた後顧の憂いもなくなります』と口説いていた。なるほど、ここに弱い

立場の人たちをサポートしてやるという親切ごかしの甘言の騙しのテクがあるのだな、①の事例で鍛えられていた S 事業所は、咄嗟にそのような懷疑が生まれた。

ところが、残ったローンの全額を一括して支払える貯金があるという話から、この一連の人情話に隠されている底の浅い姦計が炙り出される。長期のローン返済を組むのは、一括返済は無理だが、毎月の定期収入から無理せず返済していく場合だ。元金と利子を支払うことになる。ローンの残金を一括して支払えるなら、利子がゼロとなる。母親も 70 歳を超えているし、一括返済がいいに決まっている。

次に、二人の障害をもつ子供の成年後見利用だが、認知症や知的障

いなど、何らかの原因によって判断能力が低下した人が安全・安心に生活を送れるように支援する制度だが、この家族の二人の子供はその時点で（現状でもそうだが）後見してもらおう理由も必要も問題も何もなくあった。

相談事業所と役所の福祉課や社協や利用施設の福祉法人と繋がっていたら、この場合、現行では何も毎月数万円の報酬を二人分支払って制度を利用する客観的条件や必然性はゼロだった。

そこで、Eの母親を説得、次に母親が精神的な支柱と頼りにしている母親のお兄さん（M市在住）に同様の話をした。お兄さんは血相を変えて直ぐに吹っ飛んできた。この時点で彼はSやそのバックアップ法人を怒りをもって疑っていた。説

明したが、猜疑心を持っていた兄はSの説明に納得しなかった。そこでSは昵懇にしている司法書士に説明を頼んだ。司法書士氏の事務所から帰ってきたお兄さんと母親の相貌は、疑念が霧消して清々しかった

もしここで、建設屋と彼が連れてきた『司法書士』氏の言うことを聞いていたら、ローンの完済は遅れ、不必要な金利の支払いが加算され、更に、もしここで阻止されていなかったら、後々後見制度の利用が必要になるか否かは措くとして、現行では40歳代の二人の障害を持つ兄弟は制度利用が全く不要なのに、職業的後見人の不労所得（もっと声高に主張されるべき問題だ）となるだけの不必要な後見報酬を、死ぬまで支払うことになったのだ。大学で刑法のゼミを担当してい

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルール の在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルール の在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルール の在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

るある中堅の学究がいみじくも述懐していたが、士業者等の不労所得となることも実際に『稀だが』あるらしい。この制度は闇が深い。

前頁に法制審議会第199回会議(2024年2月)配布資料より抜粋したチャートを引用した。

我々が現場で感じている問題点が整理されている。

職員急募。支援員、事務員、

施設長補佐、

大卒、経験不問、前職給考慮。

資格、専攻、不問。

職業支援員有機農業、放牧養鶏、

農畜産加工、ハムソーセージ

事例③

キャスト N ↓ 被後見人



B ↓ 基幹相談支援事業所

S ↓ 別の相談支援事業所

Z ↓ 狡猾な従姉・守銭奴

L ↓ 後見制度をよく知る弁護士

これも色々な意味でひどい話であり、実は現在も進行中である

Nさん、04年春、施設利用開始。

強迫性の傾向を持つ知的障害者、軽い認知とうつ病を持つ母親と二人で恙なく平和に暮らしていた。二人とも親戚はいないと言っていた。前橋にいる又従兄がほとんど唯一人の身内だ。彼は保険の外交員で、月に一回は N宅に来ていた。

母親は頑固で吝嗇家でもあった。暑い時でも寒い時でも空調を導入しなかった。炬燵のある4畳半の部屋で、炬燵を挟んで寝ていた。

母親に、ヘルパーさんに家事の手伝いをお願いするのも時間が要った。母親のショートステイの利用を承諾させるにも、施設だけでなく社

協や区長や民生委員が説得に加わってくれた。

包丁事件というのがあった。母親の分からず屋性に業を煮やした Nさんが、母親に包丁を向けて言うことを聞くように威嚇したのだ。

折から Nさんのインフルエンザ罹患も加わって、ヘルパーさん導入、ショートステイ利用などのきっかけを作った事件だ。

この時は、それまで頑なに GHの一時利用を拒否していた Nさんが、進んで GHを利用した。

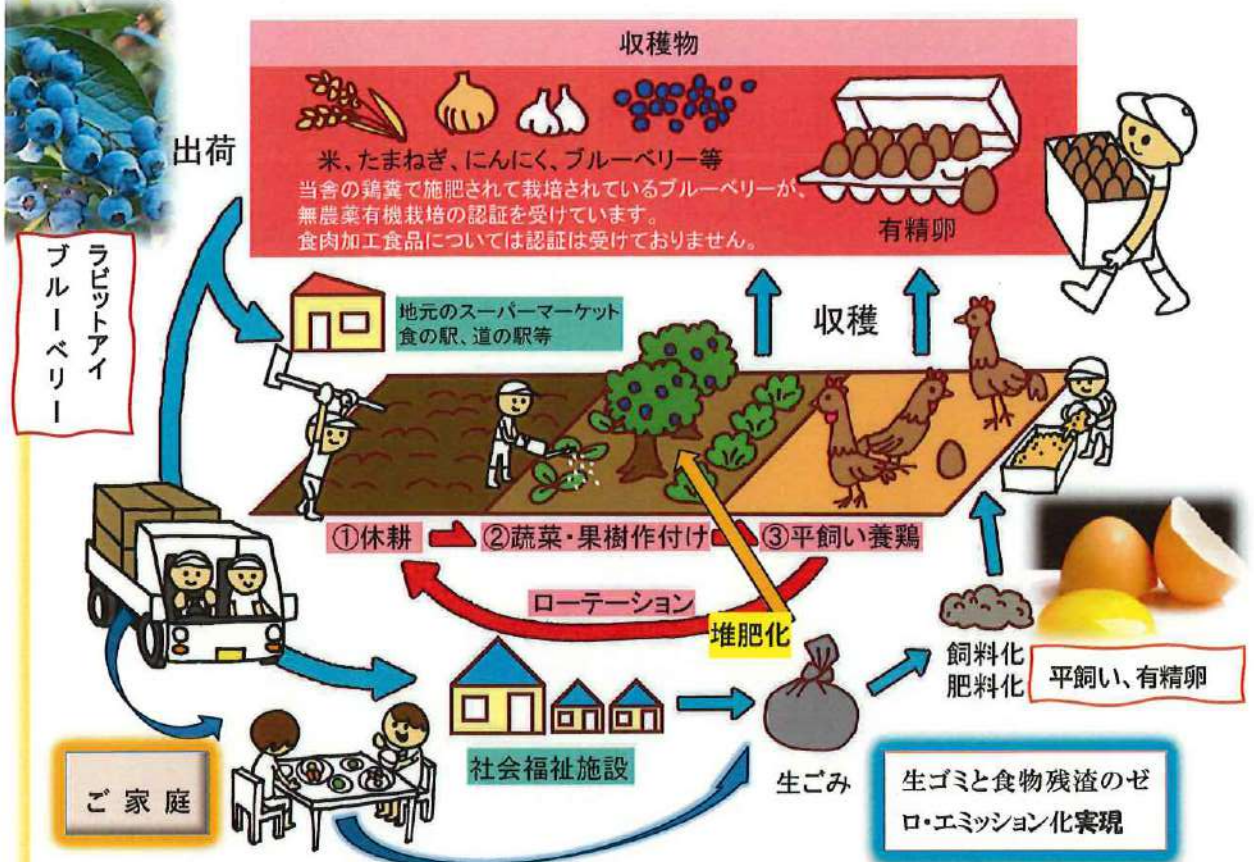
それから瓦屋根修理詐欺に遭った際、Nさんは母親や又従兄の説得を受け入れず契約破棄を頑固に拒んだ。その時も問題が Sの法人に持ち込まれ、寸でのところで契約は破棄に至った。

この事件が切っ掛けで、S事業所の職員が無償の後見人(補助)とな

水土舎は障害者施設です。水土舎は三圃式農法(休耕、野菜作り、放牧の輪作)を有畜複合農業と組み合わせ、油と電気の消費を極力抑えた循環式自然農法に依拠して有機農業、自然養鶏、食肉加工を行っており、食物残渣は3R(reduce,reuse,recycle)のサイクルを通して飼料や肥料として再活用しています。地球環境にやさしく、脱炭素化や地球温暖化阻止にささやかに貢献しています。

化石燃料と電気の消費削減に少し貢献しています。

上州水土舎の3R無限サイクル



水土舎での日々の活動の中核は障害者が担っています。それぞれに食品加工、園芸、農業及び養鶏を専門とする職員は、同時に福祉施設の支援員でもあります。この自主事業に皆が一丸となって取り組み、福祉や健康の増進、働きがい、生きがい、心地よい暮らし、社会的公正等の実現、そして一人一人が安心立命の図れる居場所作りにも励んでいます。SDG'sの理念にも通底する賢治の『雨にも負けず』の精神で、平和で安全で諍いのない地域社会の実現に参画したいと考えています。



水土舎のハム・ローストビーフ 赤城屋のソーセージ

販売は当舎でも行っています。下記まで電話連絡の上、お越しください。【受付 8:30~17:30】

☎0274-64-1254(富岡)

社会福祉法人

上州水土舎

FAX 0274-89-1055/E-mail akagi-ya@xp.wind.jp

URL <https://suidosha.jp>

〒370-2304 群馬県富岡市後習722-7

り、報酬なしの後見制度利用が開始された。もちろん **N**さんの財産保全が目的だった。身上監護などは、施設利用者さんの自立支援の一環で母親もろとも当たり前にずっと続けてきた、

更に大きな事件が起こってしまった。母親が二階から転げ落ちて、顔面を痛打し青あざを作って入院したのだ、救急車で運ばれた。この際も、親戚縁者がいないということ、情報も対応も **S**の職員に集中した。後に判明することだが、この傷は **N**さんが母親と口論となり、母親を殴ってしまったことが原因だった。

この事件が切っ掛けで、母親の老人施設入所が現実的になってきた。しかし、母親の施設入所には身内の保証人が必要である。一人っ子の **N**さんも障害があるからダメ、補

助の **S**事業所職員もダメ、身近な親類が必要となった。ここで在京で数十年音沙汰無しの従姉 **Z**が登場する。狐のように狡猾で役者のように口上も演技も拔群な巧言令色人間である。その **Z**が **N**さんの財産に目を付けた。

Zの意を挺して **N**さんを **S**事業所の職員から引き離すのに重大な役割を果たすのが **B**相談支援事業所である。まだ **S**の職員が補助の時から **Z**の言いなりの裏工作を行い **S**を妨害し、**N**さんを **S**から引き離したのだ。

しかし、この悪の枢軸は後に瓦解する。**B**の担当職員が **Z**に訴えられたのだ。内輪ケンカだが、**B**が端から **Z**の姦計のお先棒を担がされていたことに遅まきながら気づいたのだろうか。

Sの職員は初期の頃から **Z**の

本性を見抜いていた。しかし、裁判所の調査官を欺き(そのでたらめの調査を一読すれば自明だ)、我々が反対した補助から後見の変更申立を家裁は受理してしまう。

我々は大いに驚き、大反対であったが、後見人となった **L**弁護士氏は『皆さんが懸念している **Z**氏による **N**さんの財産蚕食に付いては、私が財産管理をするからには絶対に安心して下さって結構です』と **S**事業所で太鼓判を押ししていた。そして裁判所は身上監護を **Z**に委嘱した。

それから **N**さんの姿は実家から消え有為転変が始まる。八年後の昨十一月、この間無住であった **N**さんの家に突如電気が点く。分かったことがある。**L**氏は一年後財産管理権を **Z**に移してしまう。ここでも何等かの審判があったは

ずだ。

八年前、Zが後見に付いたおかげでNさんの人生は真逆さまに暗転していく。

S事業所はNさんがどこかの障害者施設か老人施設に通っているのだろうか、と考え訪ねることはなかった。しかし咄嗟に心に兆した思いは『Zは正式な遺言書を手に入れたな』ということだった。端から財産狙いであったZは、とうとう遺言書を手に入れたので、用無しとなったNさんを一人きりで実家に返したのだろうと推測した。

実家に戻って八か月後、Nさんが庭に出ていたところで出くわした。激しく憤怒していた。あまりに怒りが激しく、早口でまくし立てるものだから。何を言っているのかを聞き分けるのに苦労した。

腹が減っているというので、断ら

れると思いつながら、ままよと事業所に誘ったのだが、拍子抜けするくらい簡単に車に乗ってきた。

『俺は悔しいよ、騙されたよ、昨夜Zがつくばの人間ときて、俺に早く死んでくれ、と何度も云うんだよ、死ね、死んでくれて』

『俺はバカだったよ、騙されたんだいね、』

『八カ月前に実家に戻ってから、俺はどこにも行っていないよ、ずっと家にいるんだよ、』

『十一月に帰ってから今日まで、Zは俺に二万円と五万円しかくれないんだよ。お金をくれと何度言っても、ダメなんだなあ』

『弁当は一日二食、「いろは」で持ってくるんだよ、金がないから買い物なんてできないやね』

『電話も使わせてくれないから、ぶっちゃったよ』最近Nさんから

直接聞いた話だ。その悲痛な訴えは市の包括支援センターの職員さんも聞いている。間違いない。我々の予想した通りだ。

Nさんは数日間S事業所に来て皆と楽しそうに過ごした。しかし、又従兄のMさん夫婦がそれを知ることになり、次の日突然Nさんは再び失踪する。爾来(今夏以降)、実家は再びもぬけの殻だ。

包括に問い合わせたが、『今回は一生懸命に支援するつもりですよ』とZから諭されたのか、すげない返事(に聞こえた)だった。

ダメもとでBに訊いてみた。担当者不在だからと冷たく断られ、後で電話もしてこない。障害者の相談支援事業所としてBは大金(年間3千数百万)を行政から委託費として受けているが問題が多い。この圏域の相談支援はこれでいいのか？

付 録



2025年11月25日〜28日。
 三泊四日で中部日本周遊の旅。
 水土舎↓富岳太鼓(社福富岳会)
 ↓名古屋城↓鈴鹿市泊↓伊勢神宮
 ↓御木本真珠島↓那智の滝↓潮岬
 泊↓琵琶湖↓永平寺↓金沢泊↓兼
 六園↓水土舎

@今年も富岡市一周駅伝大会
 に出場しました。2025年11
 月30日 成績20位
 この大会で、富岡市スポーチ功勞
 者賞を井上裕典さんと澤田愛実さ
 んが受賞し、賞状と記念品を贈られ
 ました。
 【表彰を受ける井上裕典さん(上)
 と澤田愛実(下)さん】



紹介 鈴木セイゴ画集『うつつ

くー日ノ本美人寄ー』

鈴木 セイゴ画集

“浮世絵 × 現代性”の作風をベースに
 自らのスタイルへと昇華させ、女性の魅
 力をポップ&官能的に表現した新たなジ
 ャナルで世界を魅了する、新進気鋭イラ
 ストレーター鈴木セイゴの初画集！ 描
 き下ろし新作イラストを含め、200点を
 収録し、美麗な表紙イラストの作画解
 説も掲載!!
 和のモチーフと現代を融合させた独自の
 ビジュアル表現で、SNSを中心に熱狂
 的な支持を得るイラストレーター・鈴木
 セイゴ。
 静と動の間に秘めた「エロティシズム」や
 大胆な構図・ポージングから生まれる
 「違和感」が交錯し、見る人を強く惹き
 つけます。

ワニブックス、2025年11月刊

2700円＋税

付 録



鈴木セイゴ
面集

ウツク

日本美人寄

Suzuki Seigo
ART BOOK

ウツク

UKIYOE
X
MODERN

WANIBOOKS

ワニブックスより好評発売中

付録

赤城屋

AKAGIYA

群馬県産の豚肉を使用した ドイツ伝統のハム・ソーセージ

赤城屋の商品は食品添加物の亜硝酸塩(発色剤)を使用せず、ドイツ製の野菜エキスを発色させています(一部商品を除く)。また、保存料・着色料の添加物も使用していません。基本的に肉と香辛料のみの商品です。



A メルヘンセット ¥3,675
カレーヴルスト、シュワインツヴルスト、フランクフルター、
デブレツィーナ、ウンターシャーレ (ハム1種、ソーセージ4種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.0kg)



B リルクセット ¥3,990
シュワインツヴルスト、レーゲンス、アンスパツハス、コッホサラミ、
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



C パイエルンセット ¥4,200
ゲルブヴルスト、リオナー、デブレツィーナ、レーゲンス、
カスラスライス (ハム1種、ソーセージ4種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.3kg)



D ゲーテセット ¥4,200
ミュンヘナー、カレー、シュワインツヴルスト、フランクフルター、
デブレツィーナ、レーゲンス (ソーセージ6種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.4kg)



E シャートルージュ ¥5,250
カスラ、肩ロース、熟成ベーコン (ブロック3種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.2kg)



F カルトエッセン ¥5,250
スツッツガーター・ケーゼ(ブロック)、ゲルブヴルスト、コッホサラミ、
ウンターシャーレスライス、カスラスライス、生ハム1種(シンゲン
シュベック) (ハムスライス2種、生ハム1種、ケーゼブロック1種、
ソーセージ2種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.5kg)



G ローライセット ¥6,300
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブヴルスト、リオナー、
アンスパツハス、ツンゲンバステーテ、アウグスブルガー・ローラデ、
生ハム(ラックスシンケン) (計7種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



H ミュンヘンセット ¥7,350
カスラ(ブロック)、ニュールンベルガー、アルベンシュベック(パー
コンブロック)、ポリニイッシュ、熟成カスラ、コッホサラミ、生ハム
1種(ラックスシンケン) (計7種)
フランス産種入マスタード90g (総重量:約1.8kg)



I ホームパーティーセット ¥10,500
カスラ(ブロック)、肩ロース(ブロック)、ゲルブヴルスト、リオナー、
アンスパツハス、スツッツガーター・ケーゼ(スライス)、ツンゲンバ
ステーテ、ミュンヘナー、フランクフルター、デブレツィーナ、生ハム2種
(計12種) フランス産種入マスタード90g (総重量:約2.7kg)



J 期間限定 お徳用セット ¥3,150
シュワインツヴルスト、フランクフルター、デブレツィーナ、
スツッツガーター・ケーゼ、ウンターシャーレ、
(ハム2種、ソーセージ3種) フランス産種入マスタード90g
(総重量:約770g)

単品

- カスラ(ロースハム)スライス
200g ¥1,260
- スツッツガーター・ケーゼ(ミトローフ)
200g ¥1,008
- フランクフルター(ソーセージ)
150g ¥630
- シュワインツヴルスト(ソーセージ)
170g ¥802

※税込(セットに付け足せば送料はかかりません)



研修先の工場風景(ドイツ ミュンヘンにて)

安心・安全な、徹底した衛生管理!

品質を認められ大手百貨店と取引させていただいています。

独自の味と品質を育て続けて十有余年。
赤城屋は、機器やスパイス、ケーシングはドイツから直輸入したものを使用し、ミュンヘンのとある街角にある小さな町工場の頑固親父のマイスターさんが、永年守り続けてきたこだわりの一品を忠実に再現しました。少量多品種生産を心がけ、新鮮な群馬県産の肉を新鮮なうちに加工し、とりわけ健康と安全に配慮したハム・ソーセージです。是非ご賞味下さい。

●お申込み方法

TEL 0274-89-1056

FAX 0274-89-1055

WEB <http://www15.wind.ne.jp/~Akagiya/>



※在庫数にもよりますが、ご注文確認から2~3日後発送
※のしをご希望の方は「表書き」・「種類」・「お名前」をご連絡ください。

●お支払方法

郵便振替・**銀行振込** 手数料は当社が負担致します。

代金引換 ヤマト運輸 代引き手数料は当社が負担致します。

※初めてのご注文の方は、郵便振替、または銀行振込にてご入金確認が出来次第、商品の発送をさせていただきます。

●賞味期限について

- 生ソーセージ系・・・**製造日より7日**
- ホワイトソーセージ系・・・**製造日より14日**
- ウインナー系、アウシュネッツ系、ハム系、生ハム系、
風乾・熟成、その他・・・**製造日より21日**

※保存料を使用していないので賞味期限が短くなっています。
賞味期限をお確かめの上、5℃以下で保存して下さい。

●冷凍保存について

- ご自宅に届いてからすぐに冷凍保存すれば約1ヶ月は保存が出来ます。
- 解凍する場合は、冷蔵庫内でゆっくり解凍して下さい。常温で解凍しますとドロップが出てしまい美味しさが損なわれてしまいます。

赤城屋のハム・ソーセージは、ドイツの伝統の味を伝承しました。
香辛料にもこだわり、ドイツ国内でも最高品質の
ゲベルツミュラー社製のもので直輸入し、使用しています。
奥深い本場の味をご堪能ください。



販売者/株式会社 赤城屋

製造者/社会福祉法人 上州水士舎

群馬県富岡市後賀字滝ノ沢723番地 TEL:0274-89-1056 FAX:0274-89-1055

